

「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」  
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備等について、その要綱を本年4月27日に公表し、5月27日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、4件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し		
1	<p>(1) 四半期決算に係る開示様式の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期決算短信は、四半期報告書との役割分担を踏まえると、サマリー情報のみに限定した方が合理的ではないか。</li> </ul>	<p>サマリー情報を作成するための前提となる「四半期(連結)貸借対照表」、「四半期(連結)損益計算書」(四半期累計期間)など、投資者にとって四半期決算短信において開示される有用性が高い情報については、サマリー情報に加えて開示が行われることが適当と考えています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期決算短信において四半期レビュー手続の実施状況の記載を求めることは、何らかの保証を与えているかのような誤解を生じるおそれや上場会社が公認会計士等のレビュー意見について一定の推定・判断を行う必要があるおそれが生じることから、適当ではない。</li> </ul>	<p>プレスリリースとして開示される財務諸表について諸外国においては監査状態を表示することが一般的であることや、財務諸表利用者に対して注意を喚起する観点から、何らかの監査状態の表示を行う必要があると考えています。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>通期決算短信についても、四半期決算短信と同様に、近時の開示制度を巡る環境変化や、法定開示との役割分担を踏まえ、一層の開示内容の簡素化に向けて見直しを図っていただきたい。</li> </ul>	<p>通期決算短信の取扱い等については、いただいたご意見や四半期決算に係る適時開示の見直し後の実務の状況を踏まえた検討を行い、平成22年中を目途に見直しを行うことを予定しています。</p>
4	<p>(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資判断上重要な変更・訂正ではない場合は、法定開示書類提出後遅滞なく開示すれば足りるとする取扱いとすることは賛成であるが、具体的な判断のガイドラインを提示すべきである。</li> </ul>	<p>具体的な判断にあたっての考え方や目安については、会社情報適時開示ガイドブックや四半期決算短信様式・作成要領において、可能な限り明確化いたします。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
5	<p>(3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公平な情報提供に努めるべき補足説明資料の範囲に関する具体的な判断のガイドラインを提示すべきである。</li> </ul>	<p>具体的な判断にあたっての考え方や目安については、会社情報適時開示ガイドブックや四半期決算短信様式・作成要領において、可能な限り明確化いたします。</p>
2. IFRS任意適用会社対応		
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS適用初年度における決算短信の公表に際しては、業績予想の開示(時期・取扱い)について制度上明確にしてもらいたい。</li> </ul>	<p>業績予想の開示の時期等については、平成22年中を目途に見直しを行うことを予定している通期決算短信様式・作成要領において、可能な限り明確化いたします。</p>
3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備		
7	<p>(1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が支配株主と重要な取引を行う場合には、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが求められているが、不利益な取引が支配株主による権限濫用に必ずしも直結する訳ではなく、また、意見の適時入手が困難な場合や、意見の取得に要する企業の費用負担なども考慮すれば、過度な開示とも考えられるため、支配株主との重要な取引の内容に関する適時開示で十分なのではないか。</li> <li>意見書の開示が前提となると、コストの大幅な上昇も懸念される。取引所には提出するものの非開示とする等の合理的な対応が検討される必要がある。</li> </ul>	<p>昨年6月17日付で公表された金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」では、「子会社上場」に関する整理において、上場会社に支配株主が存在する場合につき、当該支配株主と少数株主との間の「利益相反関係が適切に管理され」、支配株主による「権限濫用が適切に防止されるような実効性あるルール」の整備が検討されるべきである」との指摘が行われています。</p> <p>今回の制度改正は、上記の指摘及び上場制度整備懇談会における検討を踏まえ、支配株主による権限濫用が行われた際に、少数株主が重大な影響を受ける可能性のある局面において、支配株主から独立した者の意見の入手を求め、かつ、当該意見の内容を含めて取引に関する情報の十分な開示を義務付けるものであり、少数株主の利益を適切に保護するために必要な施策であると考えております。なお、当該開示に際して、意見書(原本)の開示を要求するものではありません。また、意見書(原本)の当取引所に対する提出は、別</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>に当取引所（又は東京証券取引所自主規制法人）が必要と認めて求めた場合を除き、必要ありません。</p> <p>また、改正規定に基づいて意見の入手が要求されるのは、支配株主との取引等のうち有価証券上場規程に基づいて適時開示を要する場合に限定されておりますので、上場会社に過大な負担を求めるものではないと思われるほか、通常、そのような重要な事項を決定する場合には、上場会社において事前に慎重かつ十分な検討が行われることが想定されますので、ご懸念のように意見の適時入手が困難である場合は生じにくいものと考えられます。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見書の入手が要求される「支配株主との重要な取引」の範囲を株式交換、合併、事業譲渡などに限定し、明確に規定してもらいたい。</li> </ul>	<p>対象となる取引の範囲については、有価証券上場規程等において規定することといたします。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないこと」という意見の入手について、どのような立場・機関から入手することを想定しているのか、どのような論点に関する意見を想定しているのか明確にしてもらいたい。</li> <li>「当該取引等が少数株主にとって不利益なものでない」ことを示すのは困難であることから、「当該取引」自体の評価ではなく、合併比率、株式交換比率、事情譲渡の対価に関する意見とするべきである。</li> <li>意見の入手については、例えば、親会社が上場子会社を株式交換により完全子会社化する際、株式交換比率がフェアである旨の意見をFAから取得するとともに、親会社との兼務役員が居れば当該者は子会社での意思決定に加わらない等の利益相反回避措置を施し、その旨を開示しているような場合は、追加的な開示は不要であることを確認したい。</li> </ul>	<p>意見の入手先は、支配株主との間に利害関係を有しない社外取締役・監査役、又は買収防衛策導入会社等で実務上採用されている第三者委員会のようなものを想定しております。</p> <p>例えば、合併又は株式交換の場合などにあっては、消滅会社等の株主に対して交付される対価が重要な評価対象のひとつであるものと思われませんが、評価の対象をこれに限定することは適当でないと考えられます。意見の内容は、取引の内容・性質ごとに、支配株主と少数株主との利益相反関係に関する分析を踏まえて異なってくると考えられますが、基本的には、取引等の目的、交渉過程の持続性、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的に検討していただくことを想定しています。</p> <p>支配株主と利害関係を有しない独立した第三者から、いわゆる「フェアネス・オピニオン」を取得している場合については、原則として、当該「フェアネス・オピニオン」の取得をもって、改正規則に基づく意見を手にしたものとして取り扱うことといたします。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>なお、具体的な取扱いについては、会社情報適時開示ガイドブック等において、可能な限り、明確化していくこととします。</p>
	4. その他	
10	<p>・今回の改正で「インサイダー取引規制上の重要事実該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化します」とされている点につき、インサイダー取引規制における「決定事実」の決定のタイミングは、判例等により取締役会等の最終的な機関決定よりかなり早い時点と解釈されているが、今回の改正はかかるタイミングでの適時開示を要求する趣旨なのか確認したい。</p>	<p>今回の改正では、適時開示を要するタイミングを変更するものではありません。インサイダー取引規制上の軽微基準に該当しない会社情報について、適時開示が必要である旨を明確化するものです。</p>
11	<p>・業績予想の開示については、その廃止を含め、そのあり方について、早急に改善施策の検討が開始されることを望む。</p>	<p>いただいたご意見や業績予想の開示を巡る議論や問題点等を踏まえ、より適切な業績予想開示のあり方等について継続して検討を行って参ります。</p>
12	<p>・現在、業績予想の開示を行わない場合等において、東京証券取引所への事前相談を必須とする取扱いになっているが、今回の制度見直しの趣旨に鑑み、東証への事前相談は不要とし、規則に基づく範囲で上場会社自らの判断により対応することとしていただきたい。</p>	<p>業績予想の開示は、その投資判断情報としての重要性から、開示を行わない場合等については東証への事前相談を必須とする取扱いとしております。いただいたご意見や業績予想の開示を巡る議論や問題点等を踏まえ、より適切な業績予想開示のあり方等について継続して検討を行って参ります。</p>

提出者：1 = 個人、2 ~ 5 , 7 , 9 , 10 = 日本貿易会、3 , 6 ~ 9 , 11 , 12 = 日本経団連、11 , 12 = JFEホールディングス

なお、上記以外にも、参考資料である「四半期決算短信(サマリー情報)様式」・「四半期決算に係る適時開示の見直しに伴う開示実務上の取扱い等の概要(案)」に関してコメントが寄せられました。当取引所は、いただいたコメントも踏まえ、新たな四半期決算短信様式・作成要領を策定し、本年6月2日に公表しました。

以上